

## 1. 校外生活の安全について

### （1）交通事故防止について

\* 正しく歩行し、飛び出しなどは絶対にしないこと。

\* 道路上で遊ばないこと。

\* 自転車の交通安全に心がけること。

①必要以上にスピードを出さない

②ヘルメットの着用

③二人乗りや並進をしない

④夜間は無灯火で乗らない

\* オートバイなどの無免許運転は絶対にしないこと。

\* 交通事故にあった場合は、大小にかかわらず早く学校に届けること。

### （2）遊びによる事故防止について

\* 花火での遊びは、保護者と一緒に安全な場所ですること。

\* 鉄道線路へ立ち入ったり、線路ぎわで遊んだりしないこと。

\* 川での遊びや魚とりの際には、危険な場所に近寄らないこと。

\* 火遊び・かけごと遊びなどしないこと。

\* エアガンやナイフをはじめとする危険な玩具で遊ばないこと。

\* 薬物乱用、飲酒、喫煙をしないこと。

### （3）水難事故防止について

\* 泳ぎに行く際は、必ず保護者の承諾を得ること。

\* 泳ぎに行く際は、小学生や幼児を連れて行かないこと。

\* 海水浴に行く際は、責任をもてる大人と一緒にいき、子ども同士では行かないこと。

\* 地震を感知した時は、津波の到来を予想し、海岸線から離れ、小高い丘等に登るなど冷静な避難行動をとること。

## 2. 問題行動の防止について

### （1）外出について

\* 万引きは絶対にしないこと。

\* 朝9時まで、遊びのための外出をしないこと。

- \* 夕方の帰宅時間は、3月～9月は午後6時まで、10月～2月は午後5時までとする。（部活動は顧問の先生の指示に従う。）
- \* 上記時間以後の外出は、保護者同伴であること。
- \* 原則として大人がいない家には上がらないこと。
- \* 生徒手帳または身分証明書を原則としてもっておくこと。

## （2）遊技場の出入りについて

- \* 原則として、飲食店の出入りは保護者同伴であること。
- \* ゴルフ場、ボウリング場、ビリヤード場、カラオケボックス、ゲーム場、インターネットカフェへの出入りは、保護者同伴であること。
- \* オートレース、ボートレース、競輪、競馬場及び風俗営業などの場所は、たとえ保護者同伴といえども出入りしないこと。
- \* 映画鑑賞等は18時以降は保護者同伴であること。

## （3）アルバイトについて

- \* 原則として許可しない。ただし、特別な場合は届け出て許可を求めること。（責任は保護者が持つ。）

## （4）ケータイ・スマホについて

- \* 携帯電話・スマホやインターネットの利用については、家族と十分に話し合い、家庭のルールのもと、「情報モラル」を正しく理解して、他者に迷惑をかけるような発信や安易に誘いにのらないようにすること。

## 3. 被害防止について（暴力・たかり・誘拐・痴漢など）

- \* 被害にあったり、あいそうになったら、すぐ警察（110番）に電話すること。  
あわせて学校にも電話する。
- \* 決められた通学路を通過してできるだけ複数で登下校すること。
- \* 夕暮れ以降、一人で行動しないこと。
- \* 日中でも人通りの少ない場所は避けること。または、複数で行動すること。
- \* 一人で留守番をする時は、訪問者への対応に気をつけること。
- \* 事件等に巻き込まれないように、派手な私服の着用は控えること。
- \* 見知らぬ人から声をかけられても、誘いにのらないこと。
- \* 道案内は、絶対に車に同乗して行かないこと。

（注）「原則として」とあるのは、児童・生徒の実態に合わせて学校で決定するものとする。また、家庭の事情（塾や習い事）により保護者が責任を持って指導する場合に許可されるものとする。